平成２４年（フ）第１６６号
千葉県我孫子市台田４丁目２番５号　キャッスル台田102号、申立時の住民票上の住所埼玉県深谷市上野台2352番地　ダイアパレスＢＷ深谷926号
債務者　中村　京子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１６８号
千葉県柏市光ケ丘４丁目17番６号
債務者　北島浩太郎
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１７９号
千葉県柏市戸張1268番地の１
債務者　根本　明子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１８４号
千葉県松戸市牧の原２丁目16番地の２　ファミールＫ２―201号
債務者　竹内　　渉
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３０号
山口県宇部市大字西岐波250番地19
債務者　森脇　直人
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第９５号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原3188番地　１号
債務者　神谷　梅子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４９号
北海道苫小牧市字沼ノ端947番地の23　ＤＥＢＵＴ2001―101号
債務者　若子内智子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第５４号
北海道苫小牧市大成町１丁目９番１―1413号
債務者　前田　律子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１０２０号
仙台市青葉区落合４丁目６番８―204号
債務者　高田　健二
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８５号
宮城県黒川郡富谷町ひより台１丁目９番地５
債務者　高畑　　一
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９７号
宮城県亘理郡山元町八手庭字北向12―１　ナガワ仙台工場敷地内13―３、住民票上の住所宮城県亘理郡山元町山寺字西牛橋40番地261
債務者　渋谷　孝志
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９８号
仙台市太白区袋原字平淵21番地の２　袋原市営住宅１号棟―103
債務者　渋谷　朋子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１２３号
仙台市若林区若林６丁目３番12号　泉荘201
債務者　柿沼　修子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１５２号
宮城県宮城郡利府町神谷沢字新宮ケ崎６―４、住民票上の住所仙台市宮城野区岩切字今市７番地
債務者　大沼　重樹
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１９６号
仙台市宮城野区東仙台７丁目12番20号
債務者　坂田いづみ
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１８号
宮城県気仙沼市笹が陣４―５気仙沼公園住宅10―２、住民票上の住所宮城県気仙沼市錦町１丁目３番８号
債務者　佐藤　　勲
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで　仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第１３号
名古屋市緑区鳴海町字山下１番地の２　リビオ野並サザンブライト403号
債務者　西村塗装こと　西村　一仁
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部